

## 千葉都市モノレール車両等更新補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、千葉都市モノレールの利用促進及び安全な運行の確保を目的とし、千葉都市モノレール株式会社（以下「補助事業者」という。）がモノレール車両等を更新する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該補助事業者に対し補助金を交付する。

### (補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 新規に導入するモノレール車両に係る購入費用
- (2) A T C / T D（自動列車制御／列車検知）装置に係る更新費用

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額以内とする。ただし、補助事業者が国から補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から国の交付金額を除いた額の2分の1の額以内とする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条の規定に基づき、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 車両等更新計画書
- (2) 資金収支計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (交付の条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分、又は遂行計画の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 事故等により補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付申請取下届出書(様式第3号)により行うものとする。

(変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第5条第1項第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉都市モノレール車両等更新補助金事業変更承認申請書(様式第4号)又は千葉都市モノレール車両等更新補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第1項第3号の規定により承認を受けようとするときは、千葉都市モノレール車両等更新補助金事業事故報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。また、補助事業が当該年度内に完了しない場合には、当該年度の3月20日までに提出しなければならない。

3 市長は、前2項の変更を承認する場合は、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付決定変更通知書(様式第7号)によって通知するものとする。

(状況報告)

第9条 市長は、補助事業の遂行状況について、規則第10条の規定により状況報告させることができる。この場合、千葉都市モノレール車両等購入補助金事業状況報告書(様式第8号)によるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、規則第12条の規定により、当該年度の実績を報告しようとするときは、当該年度の補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付を受けようとする会計年度の終了する日のいずれか早い日までに、千葉都市モノレール車両等更新補助金事業完了実績報告書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助事業の経過及び成果を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第11条 補助金の額の確定は、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付決定通知書(様式第2号)で承認された資金収支計画書に記載された補助金の額と、千葉都市モノレール車両等更新補助金事業完了実績報告書(様式第9号)に基づき算出した額のいずれか少ない額とする。なお、年度別交付額の合計は千葉都市モノレール車両等更新補助金交付決定通知書(様式第2号)の額を上回らないものとする。

2 規則第13条の規定による通知は、千葉都市モノレール車両等更新補助金額確定通知書(様式第10号)によるものとする。

(交付の請求)

第12条 補助事業者は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(取得財産の管理等)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営をはからなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第14条 補助事業者は、規則第20条に定める承認を得るときは、千葉都市モノレール車両等更新補助金に係る財産処分承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第20条ただし書きに規定する市長が定める期間は、13年とする。

3 補助事業者は、第1項の規定による承認を受けて、第1項に掲げる行為を行ったことにより収入を得た場合は、その収入の全部または一部を市に納付するものとする。

(決定の取消)

第15条 規則第17条の規定による通知は、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付決定取消書(様式第13号)によるものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、規則第18条に定めるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の返還を命ずることができる。なお、通知は、千葉都市モノレール車両等更新補助金返還命令書(様式第14号)によるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

- (2) この要綱による報告書等に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助対象事業の施行が不相当と認められたとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。

附 則

この要綱は平成23年6月1日から施行し、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成29年8月3日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号

第 号  
年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに  
代表者の氏名 印

千葉都市モノレール車両等更新補助金交付申請書

千葉都市モノレール車両等更新補助金の交付を受けたいので、千葉都市モノレール  
車両等更新補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業名称		
目的及び内容・効果		
交付申請額		
補助対象経費及びその算出根拠		
事業期間	着手予定年月日	
	完了予定年月日	
添付書類		○車両等更新計画書 ○資金収支計画書 ○その他市長が必要と認める書類

様式第2号

第 号  
年 月 日

様

千 葉 市 長

千葉都市モノレール車両等更新補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号で申請のありました千葉都市モノレール車両等更新補助金については、下記のとおり決定しましたので、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

事 業 名 称	
補助金の交付決定額	
補助金交付予定時期	
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 補助事業の内容、経費の配分、又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。</li><li>2 補助事業を中止、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。</li><li>3 事故等により補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告して、その指示を受けること。</li><li>4 千葉市補助金等交付規則及び千葉都市モノレール車両等更新補助金交付要綱を遵守すること。</li></ol>

様式第3号

第 号  
年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに  
その代表者の氏名 印

千葉都市モノレール車両等更新補助金交付申請取下届出書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった千葉都市モノレール車両等更新補助金については、交付の決定の内容又は交付決定に付された条件について不服があるので、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付要綱第7条の規定により、交付申請（年 月 日付 第 号）を取り下げます。

記

事業名称	
交付決定年月日	
不服のある交付決定内容又は、交付決定に付された条件	
理由	

様式第4号

第 号  
年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに  
代表者の氏名 印

千葉都市モノレール車両等更新補助金事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定のあった千葉都市モノレール車両等更新補助金事業を次のとおり変更したいので、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業名称		
事業の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更予定年月日		
添付書類		<input type="checkbox"/> 事業変更計画書 <input type="checkbox"/> 変更計画に係る資金収支計画書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号

第 号  
年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに  
代表者の氏名 印

千葉都市モノレール車両等更新補助金事業  
変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定のあった千葉都市  
モノレール車両等更新補助金事業について、当該補助事業を(中止・廃止)したい  
ので、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、  
関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業名称
2. 補助事業変更(中止・廃止)予定年月日
3. 補助事業を(中止・廃止)する理由
4. 補助事業の支出額内訳

経費の配分	既施行部分額	未施行部分額	計	摘要
計				

5. 添付書類  
(1) 変更(中止・廃止)の理由に係る根拠資料

様式第 6 号

第 号  
年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに  
代表者の氏名 印

千葉都市モノレール車両等更新補助金事業事故報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、  
下記のとおり事故が発生しましたので、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付要  
綱第 8 条第 2 項の規定により、報告します。

記

- 1 補助事業名称
- 2 事故の内容
- 3 事故の主な原因
- 4 事故に対する補助事業の対処方針
- 5 事故に伴い経費の配分及び期日に変更がある場合はその内容
- 6 事業行程表

様式第7号

第 号  
年 月 日

様

千 葉 市 長

千葉都市モノレール車両等更新補助金交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号で通知した千葉都市モノレール車両等更新補助金交付決定通知書について、次のとおり変更したので、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付要綱第8条第3項により通知します。

1. 補助金変更の内容

様式第8号

第 号  
年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに  
代表者の氏名 印

千葉都市モノレール車両等更新補助金事業状況報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定のあった千葉都市モノレール車両等更新補助金事業の 年 月 日現在の遂行状況について、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

事業名称	
交付決定年月日	
補助事業の着手年月日 及び完了予定年月日	着手年月日 完了年月日
補助事業の経過及び内容	
添付書類	1. 状況写真 2. その他市長が必要と認める資料

様式第9号

第 号  
年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに  
代表者の氏名 印

千葉都市モノレール車両等更新補助金事業完了実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった千葉都市モノレール車両等更新補助金事業が完了したので、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

事業名称	
交付決定年月日	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手年月日 完了年月日
補助金の交付決定額	
補助事業の経費決算額	
添付書類	1. 収支決算書 2. 補助事業の経過及びその成果を証する書類等 3. その他市長が必要と認める書類

様式第10号

第 号  
年 月 日

様

千葉市長

千葉都市モノレール車両等更新補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号千葉都市モノレール車両等更新補助金事業完了実績報告書により、千葉都市モノレール車両等更新補助金額を下記のとおり確定しましたので、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

事業名称	
交付決定年月日	
補助金の交付決定額	
補助事業の経費決算額	
補助金の確定額	
その他記載事項	

様式第11号

第 号  
年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに  
代表者の氏名 印

千葉都市モノレール車両等更新補助金交付請求書

年 月 日付 第 号千葉都市モノレール車両等更新補助金額  
確定通知書及び千葉都市モノレール車両等更新補助金交付要綱第12条の  
規定により、次のとおり請求します。

事業名称	
交付決定年月日	
補助金の確定額	
交付請求額	
添付書類	1. 千葉都市モノレール車両等更新補助金額確定通知書の写し 2. その他市長が必要と認める書類

様式第 1 2 号

第 号  
年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに  
代表者の氏名 印

千葉都市モノレール車両等更新補助金に係る財産処分承認申請書

千葉都市モノレール車両等更新補助金を活用して取得した財産につきまして、下記のとおり処分したいので、千葉都市モノレール車両等更新補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により、申請します。

記

- 1 事業名称及び事業計画承認年月日
2. 処分しようとする財産
  - ア 種 類
  - イ 名 称
  - ウ 位 置
  - エ 構造及び性能
  - オ 数 量
3. 処分の内容
4. 処分の相手方の氏名又は名称及び住所
5. 処分しようとする理由

様式第13号

第 号  
年 月 日

様

千葉市長

千葉都市モノレール車両等更新補助金交付決定取消書

年 月 日付 第 号により通知した千葉市都市モノレール車両等更新補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市都市モノレール車両等更新補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

事業名称	
交付決定年月日	
補助金の交付決定額	
取消額	
取消後の交付決定額	
取消の理由	

様式第14号

第 号  
年 月 日

様

千葉市長

千葉都市モノレール車両等更新補助金返還命令書

千葉市都市モノレール車両等更新補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

事業名称	
交付決定年月日	
補助金の交付決定額	
補助金の既交付額	
返還すべき金額	
返還期限	年 月 日まで
返還の理由	
返還方法	